また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5　法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所　北海道北見市役所

○観光庁告示第四号

旅行業法第十二条の十五第一項の規定により、次の登録研修機関の登録は、その効力を失ったため、同法第十二条の二十八第一号の規定を準用し、公示する。

平成二十六年三月十七日

観光庁長官　久保　成人

一　登録年月日　平成二十三年一月十八日
二　登録番号　第三十一号
三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社エイチ・アイ・エス
四　住所　東京都新宿区西新宿六丁目八番一号
五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都新宿区西新宿六丁目八番一号住友不動産新宿オークタワー二十九階
六　法人にあってはその代表者の氏名　平林　朗
七　失効年月日　平成二十六年一月十八日

○東北地方整備局告示第三十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年三月十七日　東北地方整備局長　小池　剛

一　施行者の名称　岩手県
二　都市計画事業の種類及び名称　奥州都市計画道路事業三・五・三十号太日通り中袋線
三　事業施行期間　自平成二十六年三月十七日至平成三十五年三月三十一日
四　事業地

収用の部分　岩手県奥州市水沢区東中通り二丁目、真城字熊ノ堂、字明神堂及び字中河原、佐倉河字杉ノ堂及び字下谷起並びに羽田町字上小谷木及び字中袋地内

使用の部分　岩手県奥州市水沢区佐倉河字下谷起、真城字明神堂、字中河原及び字中河原地先河川敷並びに羽田町字上小谷木地先河川敷、字上小谷木及び字中袋地内

○観光庁告示第五号

旅行業法第十二条の十五第一項の規定により、次の登録研修機関の登録は、その効力を失ったため、同法第十二条の二十八第一号の規定を準用し、公示する。

平成二十六年三月十七日

観光庁長官　久保　成人

一　登録年月日　平成二十三年一月十八日
二　登録番号　第三十二号
三　登録研修機関の氏名又は名称　株式会社東京リーガルマインド
四　住所　東京都千代田区三崎町二丁目二番十二号
五　研修業務を行う事務所の所在地　東京都中野区中野四丁目十一番十号アーバンネット中野ビル
六　法人にあってはその代表者の氏名　反町　勝夫
七　失効年月日　平成二十六年一月十八日

○観光庁告示第六号

旅行業法第十二条の十五第一項の規定により、次の登録研修機関の登録は、その効力を失ったため、同法第十二条の二十八第一号の規定を準用し、公示する。

平成二十六年三月十七日

観光庁長官　久保　成人

一　登録年月日　平成二十三年一月二十五日
二　登録番号　第三十三号
三　登録研修機関の氏名又は名称　学校法人千代田学園
四　住所　大阪府河内長野市楠町西一〇九〇
五　研修業務を行う事務所の所在地　大阪府河内長野市小山田町一六八五
六　法人にあってはその代表者の氏名　吉田　博司
七　失効年月日　平成二十六年一月二十五日

○関東地方整備局告示第八十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十六年三月十七日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十六年三月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
川越市大字小仙波七〇〇番四地先から同市大字小仙波字深町七一五番一地先まで	前	二五・一六～六二・六六メートル
	後	二六・七一～六四・二七メートル

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局大宮国道事務所

○関東地方整備局告示第八十三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から役員の氏名等の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年三月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　15
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社神奈川建築確認検査機関
三(1)　役員の氏名の変更

変更前	能條　毅
変更後	―

(2)　変更年月日
平成二十六年二月十日
四(1)　評価の業務を行う部門の専任の管理者の氏名の変更

変更前	濱谷　浩史
変更後	佐々木　隆

(2)　変更年月日
平成二十六年三月十日

○関東地方整備局告示第八十四号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第十条第二項の規定により、登録住宅性能評価機関から評価員の氏名の変更の届出があったので、同条第三項の規定により、公示する。

平成二十六年三月十七日

関東地方整備局長　深澤　淳志

一　登録番号
関東地方整備局長　18
二　登録住宅性能評価機関の氏名又は名称
株式会社Ｊ建築検査センター